

【福岡県乳・障・親市町村助成拡大状況】

2010/7/1から適用

保険者名	保険者番号	乳幼児[81]		障害者[80]		ひとり親[90]	
		助成内容	自己負担	助成内容	自己負担	助成内容	自己負担
福岡県	—	入院・外来とも小学校就学前	3歳未満 入院外来とも無 3歳以上 外来：600円/月 入院：500円/日 ※月7日限度	身体障害者・知的障害者・重複障害者・精神障害者(精神入院を除く) ※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ	外来：500円/月 入院：500円/日(低所：300円/日) ※月20日限度	母子家庭・父子家庭・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで ※[廃止]一人暮らしの寡婦(経過措置あり)	外来：800円/月 入院：500円/日 ※月7日限度 一人暮らしの寡婦(～平成22年9月末) 外来：2000円/月 入院：24000円/月
久留米市	004				入院月10日限度		
直方市	005		入院外来とも無		入院月10日限度		
飯塚市	006		入院外来とも無		入院外来とも無		
柳川市	008				65歳以上 外来：無		
八女市	011		入院外来とも無				
筑後市	012		入院外来とも無				
大川市	013				65歳以上 外来：無		
中間市	016	小学3年まで					
宗像市	021	小学1年まで					
宮若市	025		入院外来とも無		65歳以上 入院外来とも無		
嘉麻市	027		入院外来とも無		入院外来とも無		
みやま市	028				65歳以上 外来：無		
糸島市	029		4歳未満 入院外来とも無		入院月10日限度		
那珂川町	052		入院外来とも無				
宇美町	054				入院月10日限度		
篠栗町	055				入院月10日限度		
志免町	056				入院月10日限度		
須恵町	057				入院月10日限度		
新宮町	058				入院：無		
久山町	060				入院月10日限度		
粕屋町	061				入院月10日限度		
芦屋町	067		入院外来とも無				
水巻町	068	小学3年まで	入院外来とも無		入院月7日限度		
岡垣町	069		入院外来とも無				
遠賀町	070		入院外来とも無				
小竹町	071		入院外来とも無				
鞍手町	072		入院外来とも無		65歳以上 入院月10日限度		
桂川町	075		入院外来とも無		入院外来とも無		
広川町	103		入院外来とも無				
苅田町	120	中学3年まで			入院月10日限度 外来：無		
吉富町	125	小学校就学前	入院外来とも無		入院月10日限度		
		中学3年まで	入院月10日限度 外来：800円				
築上町	132	中学3年まで		身体障害者手帳3級(IQ50以上)			
みやこ町	134	小学6年まで					
北九州市	401		入院外来とも無		入院外来とも無 ただし、訪問看護基本 利用料1割負担		注1)
福岡市	501		入院外来とも無		入院外来とも無		注1)

※更新時期により、実際の内容と表示が異なる場合があります。詳しくは、各市町村にお問い合わせ下さい。

については、平成22年7月診療分～(今回改正分)

注1)・・・一人暮らしの寡婦外来：1000円/月入院：12000円/月(平成21年10月～平成22年9月末)
一人暮らしの寡婦外来：2000円/月入院：24000円/月(平成22年10月～平成23年9月末)
それ以外については、県制度と同様(※北九州市のステーションも含む。)

築上町 子ども医療費支給制度について

築上町では、平成22年7月1日から、小学生および中学生の医療費を助成する「子ども医療費支給制度」を新設することとなりました。この制度を導入していただくにあたり、助成の内容についてお知らせいたします。

1. 受給対象者

小学校就学後（6歳に達する日以降の最初の4月1日）から
中学校終了前（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までのお子さん

※生活保護の受給者、福祉施設（医療費が措置される施設）に入所中の方は対象外です。
※保護者の所得制限はありません。

2. 医療証について

受給対象となるお子さんに「子ども医療証」（下記様式）を交付します。

医療証の色 — ピンク色

有効期限 — 15歳に達する日以降の最初の3月31日までとなっています。

負担者番号 — 81401325 「乳幼児医療」と同じです。

受給者番号 — 過去に「乳幼児医療」の受給資格があった場合は、「乳幼児医療」と同じ受給者番号になっています。

<子ども医療証>

(表)

子		福岡県築上町子ども医療証	
有効期限	平成 22 年 7 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで		
負担者番号	8 1 4 0 1 3 2 5		
受給者番号	1 2 3 4 5 6 7		
住所	築上町大字椎田 8 9 1 番地 2		
氏名	築 上 花 子 女		
生年月日	平成 1 6 年 4 月 1 日		
一部自己負担金	入院 1 日当たり 5 0 0 円(月 7 日限度) 外来 1 月当たり 6 0 0 円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。		
発行機関名及び印	福岡県築上町大字椎田 8 9 1 番地 2 築 上 町 印 TEL 0930-55-0300		
交付年月日	平成 22 年 7 月 1 日		

※ この証は県外の医療機関等では使用できません。

(裏)

注意事項

1. この証は、築上町の条例により子ども医療費の支給を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
2. 子どもが保険医療機関において診療を受ける場合は、保険証（又は組合員証）に添えて、この証を必ず窓口に出ししてください。
3. 子どもが築上町の区域外に転出したとき、又は有効期限を超過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに築上町長に返してください。
4. 子どもやその保護者の氏名や居住地に変更があったときはこの証を添えて、速やかに築上町長にその旨を届け出てください。
5. 子どもが加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに築上町長にその旨を届け出てください。
6. この証では、交通費、容替代、入院料の差額、入院時の食事療養標準負担額の経費は負担されません。
7. 他の公費負担の適用がある場合は、この証は使えないこととなっていますからご注意ください。
〔後日、築上町に払い戻しの申請を行ってください。〕

3. 一部自己負担金について

「子ども医療」の一部自己負担金は、「乳幼児医療」の年齢区分3歳以上と同額です。
「子ども医療証」の提示があった場合は、下記の一部自己負担金の額を窓口で徴収していただきますようお願いいたします。

(一部自己負担金の額)

入 院： 1医療機関につき、1日500円を7日分まで

外 来： 1医療機関につき、1月600円まで

調 剤： 無 料

※入院時の食事代、居住費および医療保険適用外の費用については本人負担。

4. 「子ども医療証」と、「障害者医療証」および「ひとり親家庭等医療証」との優先順位について

本町では、「障害者医療証」および「ひとり親家庭等医療証」をお持ちの方にも「子ども医療証」を交付し、負担の少ない制度の助成を受けてよいこととしています。窓口で複数の医療証の提示があった場合は、下記を参考に受給者の負担の少ない方の制度を適用していただきますようお願いいたします。

なお、一部自己負担金の額が同じ場合(「子ども医療」と「ひとり親医療」の入院等)は、「子ども医療」以外の医療を優先して適用していただきますようお願いいたします。

<各制度の一部自己負担金>

制度名	一部自己負担金(本人負担)		
	入 院	外 来	調 剤
子ども医療	500円/日・(月上限7日分)	600円/月	無料
障害者医療	(課 税) 500円/日(月上限20日分) (非課税) 300円/日(月上限20日分)	500円/月	無料
ひとり親医療	500円/日(月上限7日分)	800円/月	無料

<各制度の優先順位>

医療証の種類	優先して使う医療証		
	入 院	外 来	調 剤
障害者医療証 + 子ども医療証	(課 税) — 7日以内 (障)優先 8日以上 (子)優先 (非課税) — 11日以内 (障)優先 12日以上 (子)優先	(障)優先	(障)優先
ひとり親医療証 + 子ども医療証	(親)優先	(子)優先	(子)優先

5. 併用できない公費負担医療が適用される場合

国や県が実施する、子ども医療と併用できない公費負担医療(自立支援医療、養育医療、特定疾患等)が適用される場合は、その公費負担医療の自己負担額を窓口で徴収していただきますようお願いいたします。

受給者が後日その領収書をもって築上町へ申請することで、子ども医療の一部自己負担金の額との差額が払い戻しになります。

6. 子ども医療費の請求方法について

「子ども医療費」につきましては、現行の「乳幼児医療費」と同じ方法で(福岡県国民健康保険団体連合会の審査を経て)ご請求くださいますようお願いいたします。

<お問い合わせ>

〒829-0392 築上町大字椎田891番地2 築上町役場 住民課 保険係
(電話) 0930-56-0300 (FAX) 0930-56-0334